

3

指導の場面で、字体・字形の理解をどう生かすか

文化庁文化教育部国語課 国語調査官

武田康宏

前回は、「字体」と「字形」についての理解を深めました。今回は、実際の指導の場面で、その理解をどのように生かせるかを考えましょう。

「指針」を柔軟な評価の参考に

まずは、新「小学校学習指導要領解説 国語編」を読んでみましょう。

「常用漢字表」（平成二十二年内閣告示）の「前書き」及び「常用漢字表の字体・字形に関する指針（報告）」（平成二十八年二月二十九日文化審議会国語分科会）においては、以下のような考え方が示されている。字体は骨組みであるため、ある一つの字体も、実際に書かれて具体的な字形となつてあらわれたときには、その形は一定ではない。同じ文字として認識される範囲で、無数の形状を持ち得ることになる。児童の書く文字を評価する場合には、こうした考え方を参考に、正しい字体であることを前提とした上で、柔軟に評価することが望ましい。

このように、「常用漢字表」と「常用漢字表の字体・字形に関する指針」を参照する形で、「字体」と「字形」についての考え方が初めて明記されました。書かれた文字が正しい字体を備えていれば、「柔軟に評価することが望ましい」とされているのは以前と同様です。

これまでは、柔軟な評価を心掛けようとしても、よりどころになるものがないという声がありました。「指針」には、常用漢字表の全ての漢字を取り上げた「字形比較表」が掲げられています（資料1）。ここに示された手書き文字の範囲にある字形であれば、その漢字としての字体を備えていると安心して判断できそうです。評価の際に、ぜひ参考にしてください。

一定の字形に沿った学習や評価も

「解説」は、次のように続きます。

一方、漢字の学習と書写の学習とを考えたとき、文字を書く能力を学習や生活に役立てるために、文字を正しく整えて書くことができるよう、指導の場面や状況に応じて一定の字形を元に学習や評価が行われる場合もある。

例えば、低学年の児童に対して、ここはとめてはねてもどちらでもいいんだよ、と言ったら、かえって混乱させるでしょう。教科書に示された字形に従って学習するほうが、その漢字の字体を正しくつかむうえで効率的な場合もあります。

「指針」は、文化庁ウェブサイトでも御覧いただけます。

また、整った文字を書くという書写指導の観点などから、望ましいと考えられる一定の字形に沿った指導と評価を、意識的に行う場合があるかもしれません。

ただし、そのような指導と評価をあえて行う際には、その理由を自覚しておく必要があるでしょう。書かれた文字にその文字としての字体が認められるのであれば、バツを付けなくともより整った字形を書けるように導く方法はあるはずで、本来は誤りでないものを誤りとするのであれば、その意義を十分に説明できるようにしておくべきでしょう。

説明のできない評価になっていないか

ここで、平成二十七年使用教科書に実際に使われている各社の教科書を御覧いただきましょう（資料2）。検定に合格し実際に使用されている各社の教科書の教科書体にも、よく見ると字形の異なりが見られます。当然ながら、どちらの字形を用いても問題はありませぬ。

連載の第一回で紹介したように、もしここに見られるような微細な字形差にこだわった指導や評価が行われていると

たら、その意義を説明することは難しいでしょう。手元の教科書が示す字形や自身が慣れ親しんできた字形だけが適切なのではない、ということをしつかりと踏まえておく必要があります。

「標準」は字体の理解への入口

「解説」がいうとおり、「字体についての考え方を十分理解した上で」教科書の掲げる字形に基づいた指導をすることが、児童の「将来の社会生活において漢字を円滑に運用できる能力」を育てます。

縦画をはねて書いた「木」も本来は誤りではありません。そのことを理解したうえでとめる形を指導するのは、はねたら誤りと思いついて指導するのでは大きな違いがあるでしょう。「標準」はゴールではなく、書写の観点からすれば、いざれ学ぶであろう多様な字形や書体への一歩ともいえます。字体を理解するための入口が学習指導要領の示す「標準」なのです。

まずは「常用漢字表の字体・字形に関する指針（報告）」を御覧いただき、「字体」と「字形」に関する理解を更に深め

常用漢字表	印刷文字の字形の例				手書き文字の字形の例	
北	北	北	北	北	北	など
木	木	木	木	木	木	など

▲資料1 「常用漢字表の字体・字形に関する指針」字形比較表

▲資料2 文化庁では、「指針」を作成する際、小学校教科書で実際に使われている印刷文字の字形を比較した資料を作成しました。「教科書体 字体・字形比較資料」（文化庁国語課／平成27年10月）

右原園才火
右原園才火

1966年、東京都生まれ。文化審議会国語分科会における「常用漢字表の字体・字形に関する指針（報告）」（2016年）、「常用漢字表」改定（2010年）、「異字同訓」の漢字の使い分け例（報告）」（2014年）の取りまとめ等に携わる。

